

台東区発達障害児（者）支援方針

平成29年3月

台東区

目 次

1. 方針の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 「発達障害」とは・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 台東区における発達障害児（者）支援の現状と課題・・・・・・・・	5
4. 基本目標と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	11
5. 台東区発達障害児（者）支援の取り組みの体系・・・・・・・・	12
6. 取り組みの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・	13
7. 今後の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・	18
資料編 各支援体制における事業実績集・・・・・・・・	20

1. 方針の策定にあたって

(1) 方針策定の背景・趣旨

平成17年4月に自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害児(者)に対する支援を推進するために、「発達障害者支援法」が施行されました。また、平成22年12月には発達障害が障害者に含まれるものであることが障害者自立支援法と児童福祉法において明確化され、平成23年8月の障害者基本法の改正においては、障害者の定義の中で発達障害は精神障害に含まれることが示されました。加えて、平成28年5月には「発達障害者支援法」が改正され、切れ目のない支援の実施や関係諸機関における情報共有の促進が明記されるなど、発達障害児(者)に対する法制度の整備が進められています。

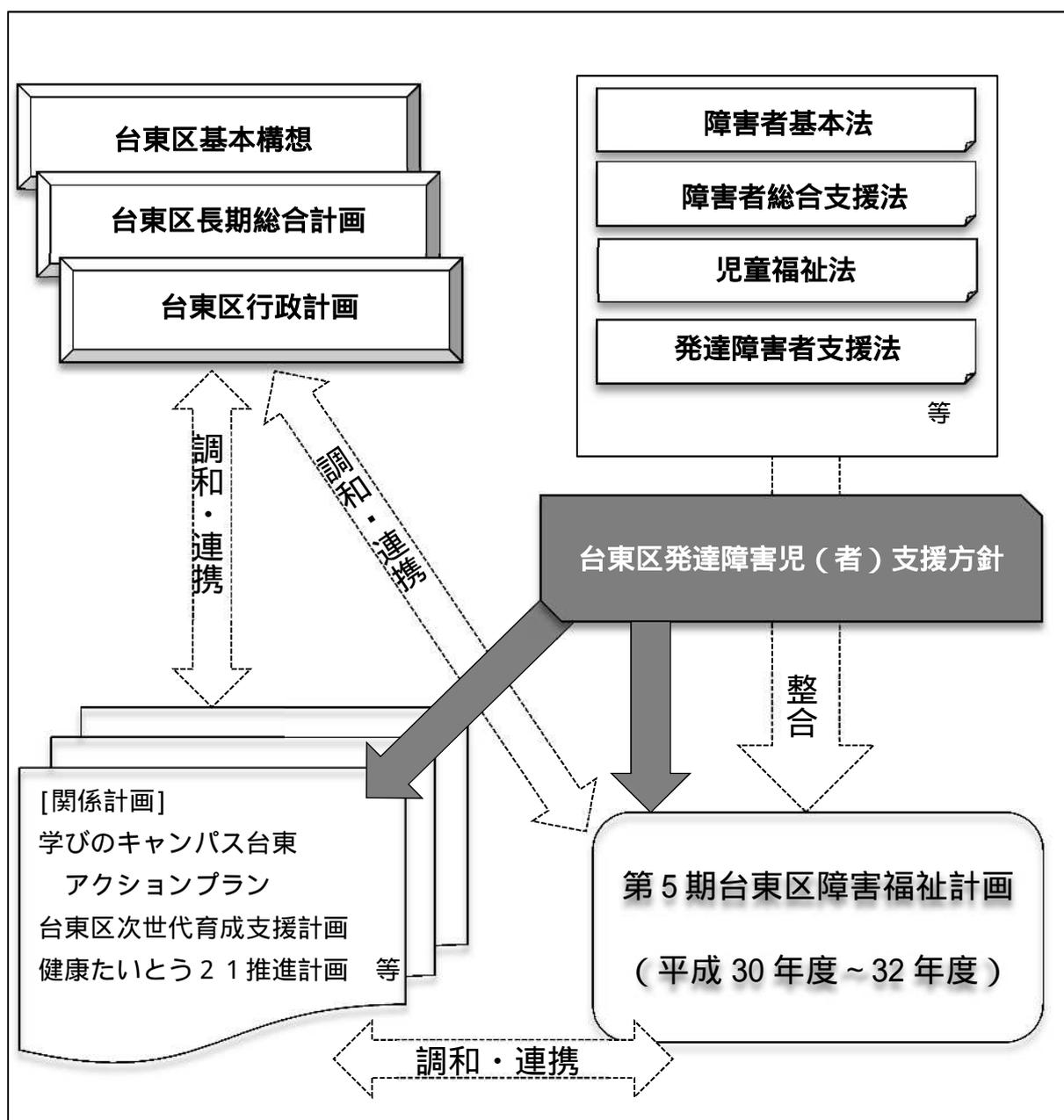
本区においては、平成17年度より福祉、教育、保健等の関係部課で構成する「総合発達支援体制庁内検討会」(以下、「庁内検討会」という)を発足させ、講演会やリーフレット等による区民への意識啓発や専門家派遣による保育園・幼稚園職員の発達障害に対する対応能力の強化等に取り組んできました。また、松が谷福祉会館での療育事業をはじめ、区立小・中学校における情緒障害等通級指導学級や特別支援学級、教育支援館における教育相談、保健所における発達相談等、各所管が連携を図りながら、発達障害児(者)に対する支援を行ってまいりました。

このような中で、法制度の整備に合わせて発達障害に対する社会全体の関心と認識は高まりを見せ、その支援ニーズは年々増加傾向にあります。また、社会構造の変化等から支援ニーズ自体も多様化してきており、こうしたニーズに対応していくためには、支援体制の更なる充実や関係機関のより一層の連携が必要となっています。そのため、平成27年3月に策定した台東区長期総合計画及び第4期台東区障害福祉計画の中に「発達障害児(者)の総合的な相談支援の充実」を新たに盛り込み、今後の支援のあり方について検討を重ねてきたところです。

この度、庁内検討会において、本区が取り組むべき支援の基本的な考え方として「台東区発達障害児(者)支援方針」を策定しました。今後、この方針が示す基本目標の実現に向けて、基本方針に基づき、乳幼児期から成人期までそれぞれのライフステージに応じた一貫した支援体制の構築をめざしていきます。

(2) 方針の位置付け

本方針は、発達障害児（者）をめぐる環境の変化やそれに伴うニーズの変化に対応するために、発達障害児（者）に対して、本区が取り組むべき支援の基本的な考え方を示すものです。本方針の内容は、平成29年度末に策定する「第5期台東区障害福祉計画」において具現化を図るとともに、「学びのキャンパス台東 アクションプラン」や「台東区次世代育成支援計画」等の関係計画の今後の改定にも反映させ、本区の発達障害児（者）支援の施策を推進していきます。



2. 「発達障害」とは

(1) 発達障害の定義

発達障害者支援法において、発達障害は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障害は、主に言葉やコミュニケーション、行動の問題として現れ、人とのやりとりや集団行動の場面で本人・周囲に困難なことが起こりやすい障害です。見た目には障害が分かりにくく、周囲から気づかれにくいため誤解を受けやすく、本人も戸惑いや生活のしづらさを感じている場合が少なくありません。

発達障害の原因は未だ明らかにされていませんが、親のしつけや家庭環境によって引き起こされるものではなく、先天性の脳機能障害と考えられています。

(2) 発達障害の種類

発達障害は、特性によって、主に以下の3つに分類されます。それぞれの特徴が重なり合うことも多く、人によっても特性の現れ方が異なります。

社会性の障害

知的な能力に遅れがなくても、相手の表情から気持ちを察することや、場に合った行動や会話をすることが苦手です。反面、興味のある対象に対して、高い能力を発揮できることもあります。

注意力の障害

注意や衝動をコントロールすることや、じっとしていることが苦手なため、落ち着きなく動き回る、人の話を最後まで聞けないなど、集団生活への適応が難しいことがあります。

学習能力の障害

耳で聞く（聴覚）、目で見ると（視覚）などの情報処理や、細かな手先のコントロールが苦手なため、読む・書く・聞く・計算するなどの学習に困難が生じることがあります。

(3) 発達障害の特徴

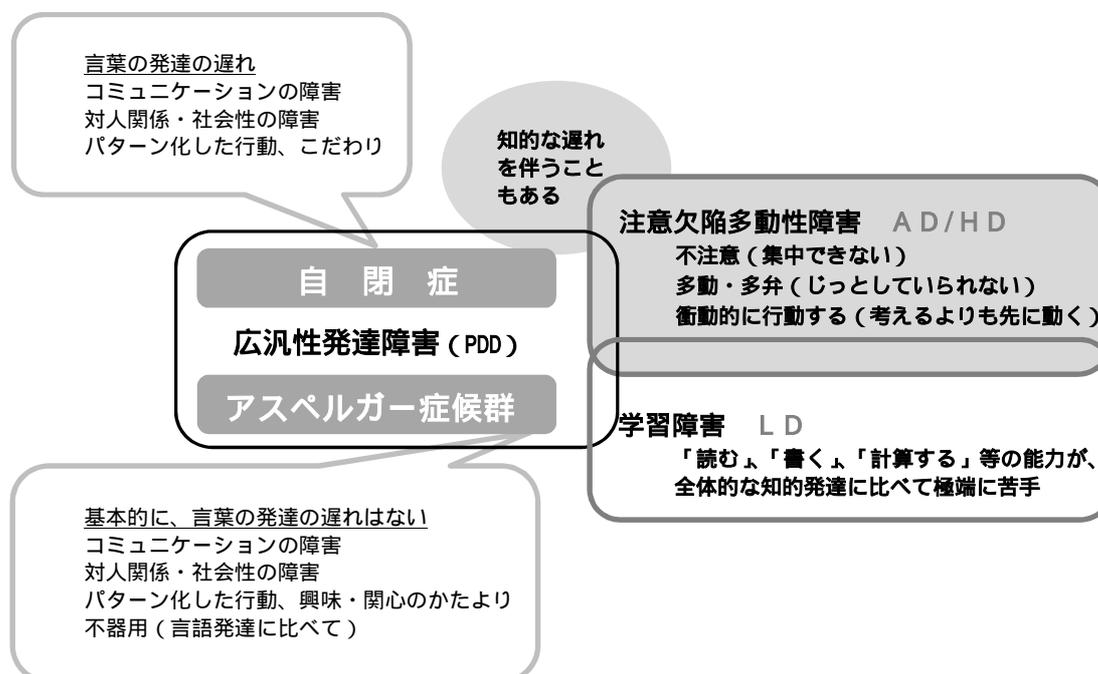
同じ発達障害でも個性や発達の状況、年齢、環境等により、行動の特徴が異なります。

幼児期の特徴（例）

- ・言葉を覚えておしゃべりはするが、会話のやりとりは苦手
- ・車や電車等の大好きなおもちゃではよく遊ぶが、他の物には興味をもちにくい
- ・公園で元気よく動き回るが、順番が守れず、落ち着いてられない
- ・ひとり遊びはできるが、皆と一緒に遊ばず、体操も嫌がる

学齢期の特徴（例）

- ・家ではおとなしいが、学校で授業中に騒いでしまう
- ・何回注意されても、同じ間違いを繰り返す
- ・その場の雰囲気理解できず、不相应な言動をする
- ・やりたいことを制止されたとき、度々かんしゃくを起こす



このほか、吃音（症）や神経発達症に含まれ、チックで定義されるトゥレット症候群なども発達障害に含まれる。

厚生労働省「発達障害者の支援について」に一部補足

3 . 台東区における発達障害児（者）支援の現状と課題

発達障害は知的障害を伴う場合と伴わない場合があり、伴う場合は「愛の手帳」の交付対象となります。一方、伴わない場合は「精神障害者保健福祉手帳」の交付対象となりますが、発達障害の特性が表出する時期や程度には個人差があり、手帳の申請自体が行われなことも多いことから、発達障害児（者）の人数を手帳の有無から把握することはできません。

また、平成24年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、“知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す割合”は6.5%という推定値が示されました。これを本区の人口にあてはめると約630人（平成28年4月1日現在の6歳～14歳人口：9,699人より）と推計されます。但し、この調査は担任教員の回答に基づく、“発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の割合”を示すものであり、“発達障害のある児童・生徒の割合”を示すものではありません。

このように、支援を必要とする発達障害児（者）の正確な実数を把握することは困難ですが、療育機関である松が谷福祉会館の利用者数（通所児及び相談児）は、平成18年度が165名であったのに対し、平成27年度は306名と大幅に増加しています。また、情緒障害等通級指導学級の生徒数や特別支援学級等就学相談件数も年々増加傾向にあるなど、各支援機関における支援ニーズは確実に高まりを見せており、発達障害のある人は決して特別な存在ではなく、身近にいることがわかってきました。

発達障害のある人は、障害の早期発見と適切かつ継続的な支援、周囲の方々の正しい理解があれば、個性を伸ばし、自分の特性と付き合いながら生活していくことができます。そのため、発達障害児（者）に対する支援体制は、発見体制、相談・支援体制、継続した支援体制、普及・啓発体制の4つが重要であり、相互の連携が求められます。

そこで、本区における発達障害児（者）に対する4つの支援体制（発見体制、相談・支援体制、継続した支援体制、普及・啓発体制）の現状と課題を次のとおりまとめました。（各支援体制の事業実績は資料編を参照）

(1) 発達障害の発見体制について

発達障害があることに気づかれず、適切な対応や支援が行われない状況が続いてしまうと、ひいては「いじめ」や「ひきこもり」、「精神疾患」等の二次的な問題や障害を引き起こす原因ともなりかねません。発達障害はできる限り早期に発見し、適切な支援につなげていくことが何よりも重要です。

【現状と課題】

・発達障害の発見については、保健サービス課における1歳6か月児健診及び3歳児健診の法定健診を中心とする乳幼児健診や育児相談の中で、発達障害の特徴のある乳幼児のスクリーニング(一定の判断によって対象を特定する手法)を行い、状況に応じて発達相談へとつなげています。

➡ 受診率が高い法定健診の場を早期発見の場として有効に活用するためには、発見の精度の更なる向上を図ることが必要です。

・松が谷福祉会館及び教育支援館では、心理士等の専門職員を幼稚園、保育園、こども園、こどもクラブ、小・中学校等に派遣し、能動的な早期発見を展開しています。

➡ 巡回訪問は近年の保育園等の増園に伴い、各園からの巡回依頼が急増しており、その対応が求められています。

・幼稚園、保育園、こども園等では就園前面接や就園後の日々の様子から、「気になるお子さん」を早期に気づけるよう努めています。

➡ 幼稚園、保育園、こども園等において、子供の日常の気になる行動や様子を見過ごさないよう、職員の発達障害に関する理解をより深める必要があります。

(2) 相談・支援体制について

子供の発達への不安や育児の困難さを感じつつも、障害を受容できない保護者は少なくありません。そのため、支援の入り口としての相談業務の場は、専門機関だけでなく、身近なところで誰でも気軽に受けられる窓口も必要です。そして、受けた相談を着実に療育等の適切な支援へとつなげていくことができれば、大きな成長を期待することができます。

また、発達障害のある子供への療育ニーズや情緒障害等通級指導学級の利用者数は今後も増加が想定されることから、身近な地域でより多くの子供が必要な指導・支援を不足なく受けられる環境が必要です。

加えて、成人期において発達障害の特性により困難を抱えている人は、ひきこもりなどの二次障害を引き起こしている場合も多く、それぞれの状況にあった支援を行い、就労や社会的自立を支えていかなければなりません。

さらに、発達障害のある子供の保護者・家族は、悩みや不安をどこにも相談ができず抱えこんでいる場合が多く、周囲から孤立してしまうこともあります。当事者のみならず、こうした行き場のない保護者・家族に対する支援策も求められています。

【現状と課題】

・保健サービス課や松が谷福祉会館をはじめ、教育支援館や子ども家庭支援センターでも発達に関わる相談を受けることができるほか、通園する幼稚園や保育園、こども園等もその相談窓口となっています。

➡ 支援の入口として、広く多面的な相談窓口は維持しつつ、関係機関の連携をより一層強化し、適切に療育や学校教育へとつなげる相談・指導体制の充実を図る必要があります。

・松が谷福祉会館において、療育事業として乳幼児期の「児童発達支援」及び小学校1年生までの「放課後等デイサービス」を実施しています。また、区立小・中学校では「通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒」への支援として、情緒障害等通級指導学級を設置しています。

➡ 松が谷福祉会館における療育事業のニーズが増加傾向にあり、その対応が求められています。

また、情緒障害等通級指導学級が、本人が在籍する学校に設置されていない場合は他校の学級に通うため、保護者の送迎が必要であるとともに授業を抜ける時間が長くなることがあります。

・子育て・若者支援課では、ひきこもりやニートになっている若者及びその家族を対象に、ひきこもりに関する相談を行っています。

➡ ひきこもりやニートになっている背景には、発達障害が要因であることが相談の結果、判明するケースも少なくなく、適切な支援機関との連携が求められています。

・保健予防課では、発達障害者やその疑いがある方に対して、相談事業に加え、コミュニケーション能力及び対人関係能力の向上を図るプログラムとして「大人の発達障害者デイケア（ほっとすぺーす虹）」を実施し、社会復帰に向けた支援を行っています。

➡ 発達障害者は、複合的な課題を抱え社会生活に支障をきたしているケースも多く、個々の状況に即した支援体制がより必要です。

・障害福祉課では、障害者の就労を支援するため障害者就労支援室を運営しています。平成27年度より発達障害者で障害者手帳を非所持の方に対しても就労支援を実施しており、職場定着に向けた実務支援や職務内容の調整、就職先との相談等を行っています。

➡ 発達障害者やその家族の多くは、過去の経験や情報の不足から、就労に対して不安を抱えており、その対応が必要です。
また、一般就労につながっても、様々な理由から短期間で離職する方が見受けられるため、就労定着のための支援が求められています。

・保護者・家族に対する支援として、松が谷福祉会館では、就園・就学情報の提供や学校見学会、講演会等を実施しています。また、子ども家庭支援センターでは、「学びながら親になっていく」という視点で参加者が同じ悩みを分かち合い、話し合いながら進める体験型の子育て支援プログラムを実施しています。

➡ 松が谷福祉会館における保護者・家族に対する支援は、通所児の保護者に限定されており、対象の拡大が求められています。
また、発達障害のある子供の子育ては、知識やスキルがより必要となることから、発達障害に特化した内容の子育て支援プログラムも新たに検討する必要があります。

(3) 継続した支援体制について

発達障害は個々に特性が異なり、支援機関も多岐に渡りますが、発達障害児(者)への支援は、それぞれのライフステージに応じた取り組みを切れ目なく一貫して行っていかなければなりません。そのためには、関係機関の情報共有が何よりも重要であり、また支援の中心となる中核的拠点としての機能が必要です。

さらに、発達障害児(者)をより適切な支援につなげ、継続的に支援していくためには、各支援機関において、発達障害の特性を正しく理解し、適切な配慮を実践していく必要があります。

【現状と課題】

・学務課では就学支援シートの活用を保護者に勧め、保護者や就学前機関(幼稚園、保育園、こども園、松が谷福祉会館等)における支援や指導・保育の様子を入学する小学校に引き継いでいます。また、各学校では、配慮を必要とする児童・生徒に適切に対応していくために、医療・保健・福祉等と連携し、学校生活支援シートを作成しています。

➡ 支援が継続され、より有効な支援が行われるためには、これまでの積み重ねた成果や特性等の情報を次のライフステージに関わる機関に正確に引き継ぐことが重要であり、情報の共有体制をより強固なものとする必要があります。

・教育支援館では幼稚園、保育園、こども園、小・中学校等、子供の日常生活に関わる関係機関職員の対応力を高めるため、学校教育相談講座や特別支援教育支援員研修を実施しています。また、松が谷福祉会館では、心理士等の専門スタッフが各施設を巡回訪問し、発達上に心配のある子供の支援方法や関わり方について助言を行っています。

➡ 各支援機関の職員のスキルアップを更に図り、地域の支援力を向上させていくことが求められています。

・各支援事業の実施に当たっては、福祉と教育、保健等の各支援機関がネットワークを構築し、連携を図りながら進めています。

➡ 各支援機関のネットワークを強化し、一貫した支援体制を構築していくためには、支援の中心となる機能を整備し、それぞれの機関の役割分担や連携の枠組みをより明確にする必要があります。

(4) 普及・啓発体制について

発達障害者支援法の施行から10年以上が経過し、「発達障害」という言葉自体は一般に浸透しつつあります。しかし、発達障害児(者)は、様々な生きづらさを抱えながら生活しており、住み慣れた地域で充実した社会生活を送るためには、周囲の人々の配慮や協力等が必要であり、より具体的な理解を進めていかなければなりません。

【現状と課題】

・庁内検討会の主催により、発達障害の種類や特性、その対応等についての知識を広く学ぶ講演会を開催しています。また、リーフレット「発達障害を知っていますか」の作成や広報たいとうへの記事掲載等、区民への意識啓発を実施しています。

➡ 発達障害の特性についての理解や、当事者への社会的配慮・サポートの重要性等、適切な対応への理解を推進していくために、更に一步進んだ普及・啓発が求められています。

4 . 基本目標と基本方針

本区では、台東区長期総合基本計画における「配慮を要する子どもや家庭への支援」の中で、10年後のめざす姿を「障害のある子どもやその家庭に対する支援の充実が図られ、子どもの障害の有無にかかわらず、安心して子育てできる環境が確保されています」としています。

また、第4期台東区障害福祉計画において、基本理念を「ノーマライゼーションの理念のもと、人と人々が人格と個性を尊重し合いながら、障害のある人も、ない人も、共にいきいきと暮らせる社会の実現」と定めています。

加えて、平成28年4月には、障害のある方に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を求める「障害者差別解消法」が施行され、同年5月には発達障害者への切れ目のない支援の重要性等が盛り込まれた「発達障害者支援法」が改正されました。

これらのことや前述の本区における現状と課題を踏まえ、台東区発達障害児（者）支援方針の基本目標とその実現に向けた基本方針を次のとおり定めます。

(1) 基本目標

発達障害児（者）が、住み慣れた地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた一貫した支援体制を構築する

(2) 基本方針

早期発見体制の充実

発達障害のある子供が、特性に応じた適切な支援を早期に受けられることができるよう、あらゆる機会を捉えて早期発見に努めます。

相談・支援体制の充実

発達障害児（者）が、身近な地域で必要かつ適切な支援を受けられることができるよう、相談・支援体制を充実します。

継続支援体制の強化

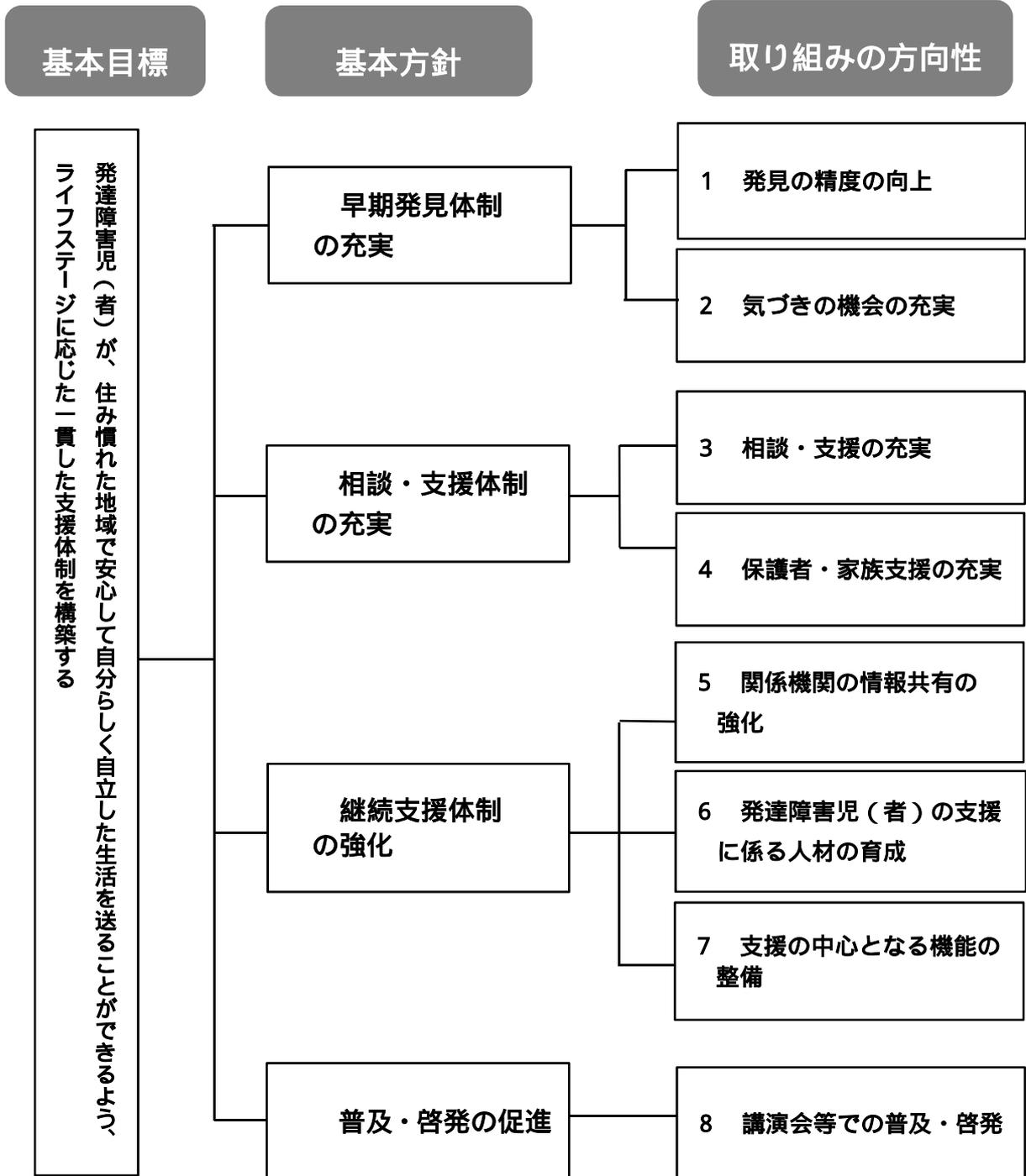
発達障害児（者）が、特性に応じた適切な支援を一貫して切れ目なく受けられることができるよう、継続した支援体制の強化に取り組みます。

普及・啓発の促進

発達障害について、地域で正しい理解と適切な配慮が得られるよう、区民への更なる普及・啓発を進めます。

5 . 台東区発達障害児（者）支援の取り組みの体系

基本目標、基本方針に基づき、8つの取り組みの方向性を掲げました。今後、基本目標の実現に向けて、この取り組みの体系に沿った施策を展開していきます。



6 . 取り組みの方向性

台東区発達障害児（者）支援の取り組みの体系に沿い、今後の取り組みの方向性と主な具体策を示します。

基 本 方 針

早期発見体制の充実

取り組みの方向性 1

発見の精度の向上

- ・乳幼児健診等の従事者に対して、問診・スクリーニング等についての研修を行い、発見の精度の向上を図り、心理相談・発達相談につなげていきます。また、早期に療育へつなげるよう相談・支援機関との更なる連携を図ります。
- ・巡回訪問（ ）の機会を捉えて、日常的に子供と関わる保育士、幼稚園教員、学校教員等の支援者に対し、心理士や医師等の専門職員が支援方法や関わり方の助言を行い、発達障害に関する気づきや対応力の向上を図ります。

取り組みの方向性 2

気づきの機会の充実

- ・巡回訪問（ ）による能動的な早期発見を一層推進します。また、状況に応じて、言語聴覚士や作業療法士、理学療法士等の専門職員も巡回し、多様な視点から早期発見を図ります。
- ・発達障害に対する保護者や当事者の関心と理解を深め、今後の気づきにつながるよう、健診、相談、イベント等の機会を捉え、発達障害に関する情報提供をより積極的に行います。

巡回訪問：心理士や医師等の専門職員が幼稚園、保育園、こども園、児童館、こどもクラブ、小・中学校等の現場を訪問し「気になる子」を観察するもの。

取り組みの方向性3

相談・支援の充実

- ・子育て総合相談やすこやか育児相談等、子育ての視点で気軽にできる相談から、発達相談や療育等の専門的な支援に着実につながられるよう、相談後のフォロー体制を充実させます。
- ・増加する療育ニーズに対応できるよう、松が谷福祉会館での療育対象年齢を段階的に引き上げるなど、各発達段階、障害種別に応じたよりきめ細やかな療育が提供可能な体制をめざします。
- ・通級指導学級に通う児童・生徒及びその保護者の負担軽減、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への機会の拡大、巡回指導教員と在籍学級担任との連携強化のため、在籍校で巡回指導教員による特別な指導が受けられる特別支援教室を区立全小学校に設置します。
- ・発達障害のある児童・生徒がその障害の程度に応じた適切な教育を受けられるよう、就学相談や通級相談の充実を図ります。
- ・若者のひきこもりに関する相談において、発達障害が明らかとなった場合は、関係機関との連携を図り、専門的な支援に着実につなげていきます。
- ・プログラムに工夫を加えながら、個々の特性に応じた大人の発達障害者デイケアを引き続き実施し、社会復帰に向けた支援を行うとともに、関係機関とのケース検討会や勉強会を開催し、困難ケースについての対応力を高めていきます。
- ・就労に関する相談のみならず、日常生活の支援を含めた就労相談・支援を引き続き実施します。また、社会参加の場を提供することで就労意欲の向上を図るとともに、ハローワークとの連携を強化し、職場定着に向けての実務支援や職務内容の調整、就職先との相談等の充実を図ります。

・障害の有無に関わらず、保護者・家族が気軽に子供の発達についての支援を受けられるよう、子ども家庭支援センターの環境整備を図り、更なる利用を促進します。

・発達障害のある子供を育てる保護者・家族の不安軽減のために、学校見学会や講演会等の情報提供や保護者・家族同士の交流の機会の拡大を図ります。

・発達障害のある子供を育てる保護者・家族が、年齢や個々の特性に応じた子供の発達や対処法を正しく理解できるよう、発達障害に特化した子育て支援プログラムを実施します。

継続支援体制の強化

取り組みの方向性5

関係機関の情報共有の強化

・個人情報の保護に配慮しつつ、関係機関が発達障害児（者）の本人情報を共有できるツールとして（仮）サポートファイル（ ）を導入します。また、各支援機関は、その作成を支援するため、申請に応じて「個別支援計画」や「学校生活支援シート」等の情報提供を行います。

・松が谷福祉会館通所児の支援情報の小学校への引き継ぎ、個別のケース会議の実施、療育スタッフの学校見学等を通じて、個人情報保護に留意しながら、福祉と教育との更なる連携強化を図ります。

（仮）サポートファイル：保護者（本人）が日常生活での配慮点や特性、これまで受けてきた支援情報などを記録・保管しておくもの。支援機関が変更になる際、新たな支援機関へ提示することで正確な情報の共有と伝達を図ることができる。

取り組みの方向性6

発達障害児（者）の支援に係る人材の育成

・各課で実施している発達障害に関する研修について、研修内容の更なる充実、受講機会の拡大及び相互の連携を図り、支援に係る職員のスキルアップに努めます。

・巡回訪問の機会を捉えて、日常的に子供と関わる保育士、幼稚園教員、学校教員等の支援者に対し、心理士や医師等の専門職員が支援方法や関わり方の助言を行い、発達障害に関する気づきや対応力の向上を図ります。【再掲】

取り組みの方向性7

支援の中心となる機能の整備

・相談・支援の充実、人材育成の強化、各支援機関との連携強化、保護者・家族支援の充実及び支援情報の蓄積等、支援の中心となる発達障害者支援センター的機能の整備を図ります。

取り組みの方向性 8

講演会等での普及・啓発

- ・発達障害をとりまく環境の変化や参加者のニーズの変化に即した内容の講演会を通じて、地域社会における発達障害に対する理解を啓発します。
- ・区民全体の発達障害についての理解や当事者への社会的配慮・適切な対応への理解を促進するため、発達障害啓発週間に合わせた啓発事業を実施します。
- ・リーフレット「発達障害を知っていますか」を乳幼児版・学齢期版・成人版に改訂し、乳幼児健診、幼稚園、保育園、こども園、小・中学校等を通じて、子供、保護者へ配布するとともに、区有施設においても配布し、区民への意識啓発を行います。
- ・発達障害者の雇用促進のため、ハローワークと連携し、雇用事例の紹介等、企業への意識啓発を行います。
- ・区公式ホームページや広報たいとう等を活用し、発達障害の特性や発達障害児（者）へのライフステージに応じた支援を周知します。

7 . 今後の進め方

これまで述べてきたように、発達障害児（者）に対する支援ニーズの高まりや多様化は、本区において極めて重要かつ喫緊の課題となっており、こうした課題に対応していくための基本的な考え方として本方針を策定しました。

本方針が定める基本目標を実現していくためには、ここで示す取り組みの体系に沿った施策を行動計画に具体的に落とし込み、実効性を確保する必要があります。

今後、「第5期台東区障害福祉計画」の検討組織である「台東区障害者福祉施策推進協議会」に本方針を報告し、学識経験者をはじめ、当事者や家族、障害者団体など広く区民の意見も取り入れながら、より効果的な施策を計画に反映させていきます。

資料編 各支援体制における事業実績集

1 発達障害の発見体制

(1) 乳幼児健診における心理相談者数

乳幼児に対して身体面及び精神発達面の診査等を実施し、その結果に基づいて適正な指導・相談・専門機関の紹介を行うことにより、乳幼児の健全な育成を図る。また、1歳6か月児、3歳児健診では、スクリーニングの状況に応じて、心理相談を行う。

(単位：人)

年度	23	24	25	26	27
1歳6か月児	207	209	252	262	276
3歳児	247	207	280	276	268

(注) 心理相談は経過観察を含む 保健サービス課

(2) 発達障害児巡回訪問相談件数

区立幼稚園・保育園・こども園・こどもクラブ、その他機関からの要請等により専門職員が訪問し、発達が気になる子供の早期発見とともに、支援方法や関わり方についての助言を行う。

(単位：件)

年度	23	24	25	26	27
巡回訪問	75	192	236	256	261

松が谷福祉会館

(3) 教育相談連携訪問回数

臨床心理士が区立小・中学校、区立及び私立幼稚園・保育園・こども園を訪問し、スクールカウンセラー等と学校園の教育相談体制づくりや教育相談室との連携について情報交換や協議を行う。

(単位：回)

年度	23	24	25	26	27
幼・保・こ	8	12	6	8	17
小学校	14	12	19	19	16
中学校	3	4	6	7	7
計	25	28	31	34	40

幼・保・こは、幼稚園・保育園・こども園 教育支援館

(4) こころの相談室担当医師の訪問回数

精神科医が区立小・中学校、区立幼稚園・保育園・こども園を訪問し、専門的な立場から助言を行う。

(単位：回)

年度	23	24	25	26	27
幼・保・こ	10	15	15	18	18
小学校	17	17	21	27	28
中学校	1	4	2	2	2
計	28	36	38	47	48

幼・保・こは、幼稚園・保育園・こども園 教育支援館

(5) 障害児等の保育園利用者数

保育を必要とする、心身に障害を有する幼児又は心身に障害を有すると同様に配慮すべき幼児に保育を受ける場と機会を与える。

(単位：人)

年度	23	24	25	26	27
身体障害	14	16	15	10	14
知的障害	53	72	68	79	60
その他	0	0	1	0	0
計	67	88	84	89	74

児童保育課

2 相談・支援体制

(1) 発達相談件数

相談・健診の結果等から障害が疑われる乳幼児を対象に、個別相談（医師・作業療法士・言語聴覚士・心理相談員）や集団指導を実施し、必要時、医療機関・療育機関等を紹介する。

(単位：人・件)

年度	23	24	25	26	27
実人員	280	254	236	220	210
延件数	422	428	397	370	346

保健サービス課

(2) 松が谷福祉会館相談事業の利用状況

発達上に心配や遅れがある子供と保護者・関係者を対象に、発達に関する相談、専門家（臨床（発達）心理士・言語聴覚士・作業療法士・理学療法士）による相談、集団生活に慣れるためのグループ指導、医師検診相談等を行う。

(単位：件)

年度	23	24	25	26	27
初回面接	77	89	88	85	77
電話相談	391	408	401	305	293
来所相談	105	102	110	77	128
専門相談	975	1,110	1,257	1,331	1,251
医師検診	44	37	18	29	27
巡回訪問【再掲】	75	192	236	256	261
計	1,667	1,938	2,110	2,083	2,037

松が谷福祉会館

(3)教育相談件数(来所相談)

区内在住・在学の18歳までの子供及びその保護者を対象に、子供の発達や心の悩みに関して、臨床心理士がカウンセリングを行う。

(単位：件)

年度	23	24	25	26	27
0～6歳	294	424	263	374	254
小1～3年	855	480	486	497	872
小4～6年	610	693	693	636	692
中学生	650	467	456	601	570
高校生	245	337	301	236	119
その他	18	53	31	79	65
計	2,672	2,454	2,230	2,423	2,572

教育支援館

(4)こころの相談室相談件数

区内在住・在学の18歳までの子供及びその保護者を対象に、子供の発達や行動に関して、精神科医が相談を行う。

(単位：件)

年度	23	24	25	26	27
相談件数	34	17	28	23	49

教育支援館

(5)未就学児のきこえとことばの相談件数

発音の誤り、言葉の繰り返しなどが気になる就学前までの幼児を対象に、言語聴覚士が相談を行う。

(単位：人・件)

年度	23	24	25	26	27
実人員	32	32	28	46	53
延件数	79	91	90	111	109

教育支援館

(6)子ども家庭支援センター利用状況

0歳～3歳までの親子にあそび広場と親子あそびプログラム等を提供する。また、0歳～18歳未満までの子供と子供を育てる家庭を対象に、子育てに関する相談や情報提供等、総合的な相談を行う。

(単位：人・件)

年度		23	24	25	26	27
広場利用者数(人)	日本堤	21,637	22,771	22,389	22,386	22,989
	台東	20,341	18,415	21,678	25,934	24,242
	寿	25,564	25,830	27,898	23,680	29,566
相談件数(件)	日本堤	1,864	2,210	3,113	3,356	3,122
	台東	787	912	788	864	823
	寿	145	457	411	699	638

子ども家庭支援センター

(7) すこやか育児相談件数

保健師による育児相談を実施し、保健指導及び情報交換や交流の場を提供することにより、乳幼児をもつ保護者の育児不安等の軽減を図り、乳幼児の心身両面の発育発達の遅延の早期発見・対応を行う。

(単位：件)

年度		23	24	25	26	27
所内相談	面接相談	198	134	142	99	156
	電話相談	1,725	1,706	1,621	1,394	2,588
	文書連絡	110	186	121	112	460
	関係機関連絡	550	567	643	749	979
1～3か月児の 育児相談	実施回数	24	24	24	24	24
	延人数	260	363	352	350	370
1歳半～3歳児の 育児相談	実施回数	24	24	24	24	24
	延人数	597	645	578	669	833
出張育児相談	実施回数	69	71	71	71	71
	延人数	2,018	1,884	2,095	2,005	2,408
育児ほっとタイム (集団MCG)	実施回数	12	12	12	12	12
	延人数	27	63	39	29	57
子育て心理相談 (個別相談)	実施回数	24	24	24	24	24
	延人数	36	40	38	49	61
あさくさおやこルーム (プレイルーム解放)	延利用者数	1,138	781	769	913	1,070

平成27年度終了

保健サービス課

(8) 松が谷福祉会館利用児数

発達上に心配や遅れがある子供とその関係者を対象に、早期に相談・訓練・指導等を行うことにより、心身の発達を促し、集団生活・社会生活等への適応能力の向上を図る。

(単位：人)

年度	23	24	25	26	27
通所(契約)児数	126	121	129	128	125
相談児数	111	158	180	187	181
計	237	279	309	315	306

松が谷福祉会館

(9) 松が谷福祉会館通所児の利用状況

発達上に心配や遅れがある子供を対象に、集団指導、個別指導(保育士・臨床(発達)心理士・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士)、発達評価、個別支援計画の作成等を行う。

(単位：件)

年度	23	24	25	26	27
集団指導	2,568	3,166	3,114	3,111	3,519
個別指導	886	868	891	921	966
言語評価	273	323	332	289	302
理学療法	469	334	360	450	333
作業療法	409	519	507	460	481
発達検査	143	313	247	292	285
計	4,748	5,523	5,451	5,523	5,886

松が谷福祉会館

(10) 情緒障害等通級指導学級生徒数

区立小中学校の通常の学級に在籍する知的障害がなく、情緒障害・発達障害がある児童・生徒のための通級指導学級

(単位：人)

年度	23	24	25	26	27
小学校	52	63	66	80	80
中学校	4	4	7	11	9
計	56	67	73	91	89

平成29年度から小学校は「特別支援教室」に移行

学務課

(11) 特別支援学級等就学相談件数

障害がある、又は心配のある幼稚園・こども園へ就園する幼児、小・中学校へ就学する児童・生徒の保護者を対象に、就園・就学相談を行う。

(単位：件)

年度	23	24	25	26	27
幼稚園	13	16	20	17	18
小学校	12	18	27	33	31
中学校	13	12	13	14	21
計	38	46	60	64	70

学務課

(12) スクールカウンセラー相談件数

区内学校に通う児童・生徒及びその保護者を対象に、児童・生徒の発達や心の悩みに関して、カウンセリングを行う。

(単位：件)

年度	23	24	25	26	27
小学生	8,153	7,735	9,692	10,772	9,193
中学生	990	1,278	965	1,642	1,144
保護者	1,706	1,526	1,668	1,886	1,960
教職員・その他	5,265	5,803	7,025	9,613	9,644
計	16,114	16,342	19,350	23,913	21,941

指導課

(13) 発達障害個別相談件数

精神科医又は臨床心理士が成人期の発達障害についての相談・助言を行う。

(単位：件)

年度	23	24	25	26	27
相談件数	-	12	16	22	22

保健予防課

(14) 就労支援室登録者の就労状況

関係機関と連携して障害者雇用の推進に努めるとともに、障害者、一般企業に対する職場定着支援を行い、障害者の就労支援を図る。

(単位：人)

年度	23	24	25	26	27
登録者数	165	182	194	215	232
新規就職者数	15	34	17	21	25
就労継続者数	73	94	99	99	104

障害福祉課

(15) ペアレント・トレーニング(ノーバディズ・パーフェクト)実施状況

0歳から3歳までの子供の保護者を対象に、ペアレントトレーニング事業を行う。

(単位：人)

年度	23	24	25	26	27
参加人数	-	-	-	-	12

子ども家庭支援センター

(16) 発達障害家族会参加人数

発達障害者の家族同士の交流会を実施し、臨床心理士等が傾聴及び関わり方の助言等を行う。

(単位：人)

年度	23	24	25	26	27
参加人数	-	-	3	9	15

保健予防課

3 継続した支援体制

(1) 就学支援シート提出件数

就学前機関での支援や指導・保育の様子を小学校に引き継ぐ。

(単位：件)

年度	23	24	25	26	27
配布数	25	36	40	41	49
提出数	17	28	36	34	37

学務課

(2) 学校教育相談講座 参加者数

区立小・中学校、区立及び私立幼稚園・保育園・こども園における教育相談の充実を図るため、教職員、保育士及び関係各課の職員を対象とした研修を行う。

(単位：人)

年度	23	24	25	26	27
延参加者数	288	418	432	275	272

教育支援館

4 普及・啓発体制

(1) 発達障害を学ぶ講演会参加者数

発達障害の種類や特性、その対応等についての知識を広く学ぶ講演会を開催する。

(単位：人)

年度	23	24	25	26	27
延参加者数	59	35	85	66	67

松が谷福社会館